



埼玉県報

第 2944 号
平成 29 年(2017 年)
10 月 17 日
火曜日

目次

条例のあらまし

- 埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例のあらまし (防犯・交通安全課)
- 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例のあらまし (産業支援課)
- 埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例のあらまし (都市整備政策課)
- 埼玉県県営住宅条例の一部を改正する条例のあらまし (住宅課)
- 埼玉県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例のあらまし (子ども女性安全対策課)

条例

- 埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例 (防犯・交通安全課)
- 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例 (産業支援課)
- 埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例 (都市整備政策課)
- 埼玉県県営住宅条例の一部を改正する条例 (住宅課)
- 埼玉県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例 (子ども女性安全対策課)

告示

- システム運営等業務委託に関する入札公告 (情報システム課)
- 地籍調査の成果の認証 (土地水政策課)
- 地籍調査の成果の認証 (土地水政策課)
- 地籍調査の成果の認証 (土地水政策課)
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)
- 県立学校間ネットワークシステムの通信回線の提供に関する落札者等の公示 (高校教育指導課)
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定 (川越建築安全センター)
- 利根川右岸流域下水道維持管理包括委託に関する入札公告 (荒川左岸北部下水道事務)

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県自転車利用の安全な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十八号）（防犯・交通安全課）

一 趣旨

自転車事故に係る被害者の救済に資するため、自転車利用者等に対し、自転車損害保険等（自転車の利用によって他人の生命又は身体を害した場合における損害を填補するための保険又は共済をいう。）への加入を義務付ける等するための改正

二 内容

(一) 自転車損害保険等への加入の義務付け

ア 自転車利用者（利用者が未成年者の場合は、保護者）

自転車を利用する者に対し、自転車損害保険等への加入を義務付け

イ 事業者

事業活動に自転車を利用する事業者に対し、自転車損害保険等への加入を

義務付け

ウ 自転車の貸付業者

自転車の貸付けを業とする者に対し、自転車損害保険等への加入を義務付

け

(二) 自転車損害保険等に関する情報提供

ア 自転車の小売業者

(1) 自転車販売時において、購入者に対する自転車損害保険等への加入の有無の確認に努めること。

(2) (1)の確認ができない場合は、自転車損害保険等に関する情報提供に努めること。

イ 学校

(1) 自転車通学者に対し、自転車損害保険等への加入の有無の確認に努めること。

(2) (1)の確認ができない場合は、自転車通学者及びその保護者に対し、自転車損害保険等に関する情報提供に努めること。

ウ 県

関係団体と連携し、自転車損害保険等に関する情報提供等を行うこと。

三 施行期日

平成三十年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十九号）
（産業支援課）

一 趣旨

新たに埼玉県産業技術総合センターに導入する試験研究機器の使用料を定めるとともに、近年老朽化が進んだ機器を条例から削除する。

二 内容

(一) 次の二点を条例に追加する。

- ・デジタルマイクロスコープ 一時間 五四〇円
- ・誘電特性評価システム 一時間 五七〇円

(二) 次の九点を条例から削除する。

- ・イオン窒化装置 一時間 一、三六〇円
- ・レーザー顕微鏡 一時間 七九〇円
- ・高品位マイクロスコープ 一時間 七〇円
- ・体圧分布測定装置 一時間 六五〇円
- ・恒温恒湿室 一時間 六九〇円
- ・人工気象室 一時間 一、九七〇円
- ・環境試験装置 一時間 三三〇円
- ・レーザー顕微鏡による試験 一試料一測定 八、七二〇円
- ・人工気象室による試験 二四時間 六三、七〇〇円

三 施行期日

公布の日（ただし、誘電特性評価システムは十一月一日）

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十号）（都市整備政策課）

一 趣旨

不動産特定共同事業法等の一部改正に伴い、小規模不動産特定共同事業の登録又は登録の更新の申請手数料の額を定め、証紙による収入の方法により徴収することとし、及び規定の整備をするための改正

二 内容

(一) 埼玉県手数料条例の一部改正

ア 手数料の新設

小規模不動産特定共同事業の登録又は登録の更新の申請手数料 六万円

イ 規定の整備

(二) 埼玉県証紙条例の一部改正

証紙による収入の方法により徴収することとする手数料の追加

三 施行期日

平成二十九年十二月一日。ただし、二(一)イは公布の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県県営住宅条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十一号）（住宅課）

一 趣旨

公営住宅法の一部改正に伴い、県営住宅の入居者について、認知症である者等であり収入の申告等が困難な場合、収入の申告等によらず家賃を定めるための改正

二 内容

認知症である者等と認める場合に限り、収入申告等が困難な入居者の家賃を近傍同種家賃ではなく、職権で把握した収入に応じた家賃を定められるようにする。

三 施行期日

公布の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十二号）（子ども女性安全対策課）

一 趣旨

県民生活に不安や迷惑を覚えさせるようなつきまとい行為等に係る規制対象の拡大及び罰則の強化を実施する。

二 内容

(一) つきまとい行為等に次の行為を追加する。

ア 特定の者の住居等の付近をみだりにうろつくこと。

イ 特定の者の行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

ウ 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

エ いわゆるソーシャルネットワークワーキングサービスを利用したメッセージの連続送信及びブログ等に連続して書き込む行為をすること。

オ 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

カ 特定の者の名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
(二) 罰則を次のように引き上げる。

単純 一年以下の懲役又は百万円以下の罰金
常習 二年以下の懲役又は百万円以下の罰金

三 施行期日

この条例は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

条 例

埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十八号

埼玉県自転車 of 安全な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

第四条第二項中「及び自転車関係する交通事故により生じた損害を賠償するた
めの保険又は共済（第十一条第二項及び第十二条において「自転車損害保険等」と
いう。）への加入」を削る。

第八条第一項中「いう」の下に「。第十二条第二項において同じ」を加える。

第十七条を第十九条とし、第十三条から第十六条までを二条ずつ繰り下げる。

第十二条中「習得、」を「習得並びに」に改め、「並びに自転車損害保険等への
加入」を削り、同条を第十四条とする。

第十一条第二項を削り、同条を第十三条とする。

第十条の次に次の二条を加える。

（自転車損害保険等への加入）

第十一条 自転車利用者（未成年者を除く。）は、その自転車の利用に係る自転車
損害保険等（自転車の利用によって他人の生命又は身体を害した場合における損
害を填補するための保険又は共済をいう。以下この条及び次条において同じ。）
に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者が当該自転車の
利用に係る自転車損害保険等に加入しているときは、この限りでない。

2 保護者は、その監護する未成年者の自転車の利用に係る自転車損害保険等に加
入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者が当該自転車の利用に係る
自転車損害保険等に加入しているときは、この限りでない。

3 事業者は、その事業の用に供する自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入
しなければならない。ただし、当該事業者以外の者が当該自転車の利用に係る自
転車損害保険等に加入しているときは、この限りでない。

4 自転車の貸付けを業とする者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る
自転車損害保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車の貸付けを業
とする者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入していると
きは、この限りでない。

（自転車損害保険等に関する情報提供等）

第十二条 自転車の小売を業とする者は、自転車を販売するときは、自転車の購入

者に対し、自転車損害保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。この場合において、自転車の小売を業とする者は、自転車損害保険等に加入していることを確認することができなかつたときは、当該自転車の購入者に対し、自転車損害保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

2 学校の設置者及び長は、通学に自転車を利用して児童及び生徒に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。この場合において、学校の設置者及び長は、自転車損害保険等に加入していることを確認することができなかつたときは、当該児童及び生徒並びにその保護者に対し、自転車損害保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

3 県は、関係団体と連携し、自転車損害保険等への加入を促進するため、自転車損害保険等に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

条 例

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十九号

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例

第一条 埼玉県産業技術総合センター条例（平成十四年埼玉県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表第一項中力を削り、ヨをカとし、タからクまでをヨからオまでとし、同表第二項中ハを削り、ニをハとし、ホからリまでをニからチまでとし、その次に次のように加える。

リ デジタルマイクロスコープ	一時間	五四〇円
-------------------	-----	------

別表第一第一号の表第二項中ルを削り、ヲをルとし、ワからタまでをヲからヨまでとし、同表第五項中ニを削り、ホをニとし、ヘからサまでをホからアまでとし、同表第六項中ヌを削り、ルをヌとし、ヲからノまでをルからキまでとし、同表第八項中イを削り、ロをイとし、ハからカまでをロからワまでとし、ヨを削り、タをカとする。

試験	(5) 溶解法による混用率	(4) 走査型 プローブ 顕微鏡に よる試験		(3) 走査型電子顕微鏡に よる試験	(2) レーザー顕微鏡によ る試験		
		原子間力顕 微鏡による もの	トンネル顕 微鏡による もの			一試料	一測定
類 以 内	(二 種 一 試 料)	一 測 定	一 試 料	一 測 定	一 試 料	一 測 定	一 測 定

別表第二第一号の表第二項中

八、七二〇円 (一測定を増すごとに六四〇円を加える。)	六、六八〇円	一二、六〇〇円 (一測定を増すごとに六二〇円を加える。)	九、三二〇円 (一測定を増すごとに六二〇円を加える。)	一、二二〇円 (一種類を増すごとに六五〇円を加える。)	六三、七〇〇円 (二四時間までを増すごとに五九、八〇〇円を
--------------------------------	--------	---------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	----------------------------------

を

ニ 耐候性試験					
試験	オゾン劣化試験機による	(4) 溶解法による混用率 試験	(3) 走査型 プローブ 顕微鏡に よる試験		(2) 走査型電子顕微鏡に よる試験
間	二四時	類以内)	原子間力顕 微鏡による もの	トンネル顕 微鏡による もの	一試料 一測定
を増す	八、 (二四	一、 (一種	九、 (一測	一、二、 (一測	六、

ニ 耐候性試験		
試験	(1) 人工気象室による試験	(2) オゾン劣化試験機に よる試験
間	二四時	二四時

加える。)	八、七一〇円 (二四時間まで を増すごとに 四、六一〇円を 加える。)
-------	---

			四、六 加える
--	--	--	------------

六八〇円	六〇〇円	定を増す	六二〇円	る。)	三二〇円	定を増す	六二〇円	る。)	二二〇円	類を増す	六五〇円	る。)	七一〇円	時間まで	ごに	一〇円を	。)
------	------	------	------	-----	------	------	------	-----	------	------	------	-----	------	------	----	------	----

に改める。

第二条 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表第五項中アをサとし、チからテまでをリからアまでとし、トの次に次のように加える。

チ 誘電特性評価システム

一時間

五七〇円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十九年十一月一日から施行する。

条 例

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十号

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例

(埼玉県手数料条例の一部改正)

第一条 埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表都市整備部の項第八十七号中「第二十五条の四第十六項」を「第二十五条の四第十七項」に改め、同項中第百十五号を第百十六号とし、第九十八号から第百十四号までを一号ずつ繰り下げ、第九十七号の次に次の一号を加える。

九十八 不動産特定共同事業法第四十一条第一項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録又は同条第三項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の更新の申請に対する審査	小規模不動産特定共同事業の登録又は登録の更新の申請手数料	六万円
---	------------------------------	-----

(埼玉県証紙条例の一部改正)

第二条 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項中第三百八十五号を第三百八十六号とし、第三百五十号から第三百八十四号までを一号ずつ繰り下げ、第三百四十九号の次に次の一号を加える。

三百五十 小規模不動産特定共同事業の登録又は登録の更新の申請手数料

附 則

この条例は、平成二十九年十二月一日から施行する。ただし、第一条中埼玉県手数料条例別表都市整備部の項第八十七号の改正規定は、公布の日から施行する。

条 例

埼玉県県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十一号

埼玉県県営住宅条例の一部を改正する条例

埼玉県県営住宅条例（昭和三十四年埼玉県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「、第三十三条」を「、第三十二条第一項」に改め、「この項」の下に「及び第三項」を加え、同項ただし書中「第三十九条第一項の規定による」の下に「報告の」を加え、同条に次の一項を加える。

3 知事は、県営住宅の入居権利者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五条の二第一項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害者その他の公営住宅法施行規則（昭和二十六年建設省令第十九号）第八条各号に掲げる者に該当する者に限る。以下この項、第三十三条第二項及び第三十六条第二項において同じ。）が次条第一項に規定する収入の申告をすること及び第三十九条第一項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第一項の規定にかかわらず、県営住宅の入居権利者の県営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第二条で定めるところにより、第三十九条第一項の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第九条に規定する方法により把握した県営住宅の入居権利者の収入（第三十三条第二項及び第三十六条第二項において「知事が把握した入居権利者の収入」という。）及び当該県営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第三十一条第一項中「令第八条第一項」を「第六条第一項第二号」に改める。

第三十三条の見出し中「収入超過者」を「収入超過者等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 知事は、引き続き三年以上県営住宅に入居している県営住宅の入居権利者について、第十八条第一項に規定する収入の申告をすること及び第三十九条第一項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認める場合であつて、知事が把握した入居権利者の収入の額が第六条第一項第二号に規定する金額を超え、当該県営住宅に引き続き入居しているときは、第十七条第三項及び前項の規定にかかわらず、県営住宅の入居権利者の県営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第八条第三項において準用する同条第二項で定めるところにより、知事が把握し

た入居権利者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第三十六条の見出し中「高額所得者」を「高額所得者等」に改め、同条中「第三十三条」を「第三十三条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 引き続き五年以上県営住宅に入居している県営住宅の入居権利者について、第十八条第一項に規定する収入の申告をすること及び第三十九条第一項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認める場合であつて、知事が把握した入居権利者の収入の額が最近二年間引き続き令第九条第一項に規定する金額を超え、当該県営住宅に引き続き入居しているときは、当該県営住宅の毎月の家賃は、第十七条第三項、第三十三条第二項及び前項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃とする。

第三十八条中「第三十一条及び第三十四条」を「第三十一条、第三十三条第二項、第三十四条及び第三十六条第二項」に改める。

第三十九条第一項中「第十七条第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第四十二条中「第十七条第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、「第十一条」を「第十二条」に改める。

第六十条中「第十七条第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間における改正後の第十七条第三項の規定の適用については、同項中「第五条の二第一項」とあるのは、「第五条の二」とする。

条 例

埼玉県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十二号

埼玉県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例

埼玉県迷惑行為防止条例（昭和三十八年埼玉県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

（つきまとい行為等の禁止）

第十条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、不安又は迷惑を覚えさせるような行為であつて、次の各号に掲げるもの（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第一項に規定するつきまとい等を除く。）（第一号から第四号まで及び第五号（電子メールの送信等に係る部分に限る。））に掲げる行為については、同条第三項に規定する方法により行われる場合に限る。）を反復してしてはならない。

一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他の通常所在する場所（以下「住居等」という。）の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。

四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はそ

の性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。

2 前項第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。次号において同じ。）の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。

第十二条第二項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3 常習として第一項の違反行為をした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十二条第一項中第三号を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第十条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千百六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年十月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

システム運営等業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成30年1月4日（木）から平成33年1月31日（日）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県企画財政部情報システム課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始決定を受けている者を除く。
- (6) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。
- (7) 国又は地方公共団体と種類をほぼ同じくする契約を平成27年4月1日以降に誠実に履行した実績がある者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部情報システム課企画・研修担当 木場 電話048-830-2269（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年12月5日（火）午前9時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年12月4日（月）午後4時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年12月4日（月）午後4時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部情報システム課 平成29年12月5日（火）午前10時30分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成29年11月14日（火）午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成29年11月6日(月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of the Services Required:

Technical support for Information Systems Division 1 set

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 9:30 a.m., December 5, 2017

By registered mail or in person: 4:00 p.m., December 4, 2017

(3) Contact Information:

Information Systems Division, Department of Planning and Finance,
Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2269 E-mail: a2290@pref.saitama.lg.jp

告示

埼玉県告示第千百七号

小鹿野町における地籍調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年十月十七日

埼玉県知事 上田清司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	認定年月日
小鹿野町	平成二十七年度	地籍図四十二枚	平成二十九年
	平成二十八年度	地籍簿一冊	若の一部)
			平成二十九年十月十一日

告 示

埼玉県告示第千百八号

神川町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年十月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

神川町	平成二十七年度	地籍図十三枚	矢納五地区（大	平成二十九年
	平成二十八年度	地籍簿一冊	字矢納の一部）	十月十一日

告 示

埼玉県告示第千百九号

神川町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年十月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

神川町	平成二十七年 度地籍簿	地籍図十六枚 一冊	矢納六地区（大 字矢納の一部）	平成二十九年 十月十一日				
調査を行つた者の名称	調査を行つた時期	地名	称地	区	年	月	日	証

告 示

埼玉県告示第千百十号

測量計画機関である上里町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

上里町

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

上里町全域

四 作業期間

平成二十九年十月一日から平成三十年三月十五日まで

告 示

埼玉県告示第千百十一号

測量計画機関である本庄市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

本庄市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

本庄市全域

四 作業期間

平成二十九年十月一日から平成三十年三月十五日まで

告 示

埼玉県告示第千百十二号

測量計画機関である美里町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

美里町

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

美里町全域

四 作業期間

平成二十九年十月一日から平成三十年三月十五日まで

告 示

埼玉県告示第千百十三号

測量計画機関である国土交通省北首都国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省北首都国道事務所

二 作業種類

一般国道四六八号（首都圏中央連絡自動車道）に係る基準点設置

三 作業地域

久喜市西地先

四 作業期間

平成二十九年九月二十八日から平成二十九年十二月二十日まで

告 示

埼玉県告示第千百十四号

測量計画機関である小川町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

小川町

二 作業種類

公共測量（写真地図（レベル一〇〇〇））

三 作業地域

小川町全域

四 作業期間

平成二十九年十二月二十日から平成三十年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千百十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

県立学校間ネットワークシステムの通信回線の提供 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課学びの改革担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成29年8月9日

4 落札者の氏名及び住所

KDDI株式会社 東京都新宿区西新宿2丁目3番2号

5 落札金額

268,174,800円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成29年6月30日

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十九年十月十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩 行

指定番号	第四号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十九年十月十日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県富士見市鶴瀬東一丁目二千四百十二番一 地先から 二千六百四十七番三十七地先まで</p> <p>埼玉県富士見市鶴瀬東一丁目 二千六百四十七番三十六地先から 二千六百四十八番二十三地先まで</p> <p>埼玉県富士見市鶴瀬東一丁目二千五百二十番五 地先から 二千五百二十番十一地先まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>三十七・二</p> <p>三十五・一</p> <p>三十六・〇</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>八・〇</p> <p>六・〇</p> <p>四・〇</p>

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年十月十七日

埼玉県下水道事業管理者 栗生田 邦 夫

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

利根川右岸流域下水道維持管理包括委託 一式

(2) 調達案件の業務要求水準

入札説明書及び業務要求水準書による。

(3) 事業期間

平成30年3月1日(木)から平成33年2月28日(日)まで

ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(4) 事業場所

小山川水循環センター外

埼玉県本庄市東五十子382-1外

(5) 入札方法

一般競争入札・価格競争による。

(6) 入札書

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格要件

(1) 入札に参加することができる者は、本入札に参加するために必要な資格の確認を受けた者に限る。

(2) 入札参加者の形態等

入札に参加することができる者の形態は、2者又は3者による共同企業体(以下「企業体」という。)とし、その運営形態及び代表者の選定は次のとおりとする。ただし、企業体の構成員は、本件入札に係る他の企業体の構成員となれない。

ア 企業体の運営形態は、各構成員が対等な立場で一体となって業務を遂行する共同管理方式とする。

イ 入札に参加する企業体は、代表構成員を選定するものとする。

ウ 代表構成員の出資比率は、50パーセントを超えるものとする。

エ 構成員の最小出資比率は、企業体の構成員が2者の場合は30パーセント

以上、3者の場合は20パーセント以上とする。

オ 企業体の入札参加者は、各構成員が他の入札参加者の各構成員と次の各号のいずれかの関係にないこと。

ただし、(ア)又は(イ)の場合、子会社(会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法の更生会社又は民事再生法の再生手続が存続中の会社等(会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。)である場合を除く。また、(ウ)の場合、一方の会社等が会社更生法の更生会社又は民事再生法の再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社(会社法第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある者同士が同一入札に参加すること。

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある者同士が同一入札に参加すること。

(ウ) 一方の会社等の役員(「①代表権を有する取締役」、「②取締役(社外取締役を含み、委員会等設置会社の取締役を除く。)」、「③委員会等設置会社の執行役又は代表執行役」及び「④名称が異なっても①から③のいずれかの職務権限等に該当する者」をいう。以下同じ。)が他方の会社等の役員を兼務している関係にある場合で、その関係にある者同士が同一入札に参加すること。

(エ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を兼ねている関係にある場合で、その関係にある者同士が同一入札に参加すること。

(3) 入札に参加する企業体の資格

入札に参加する企業体に必要な資格は、次のとおりである。

ア 構成員は、下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)の定めるところにより、国土交通省に備える下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されていること。

イ 代表構成員は、1日最大処理能力が30,000m³以上の標準活性汚泥法又はそれと同等以上の処理方式を用いた下水道の終末処理場における水処理施設及び汚泥処理施設の運転管理業務を地方公共団体又は地方公共団体が出資している団体から直接受託し、平成14年4月1日から平成29年3月31日の15年間において3年以上実施した実績を有する者とする。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20パーセント以上のものに限る。)

ウ 代表構成員以外の構成員は、標準活性汚泥法又はそれと同等以上の処理方

式を用いた下水道の終末処理場又は 1 日最大処理能力が 300 m³以上の汚水処理施設の運転管理業務を地方公共団体又は地方公共団体が出資している団体から直接受託し、平成 14 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日の 15 年間において 1 年以上実施した実績を有する者とする。（共同企業体の構成員としての実績を含む。）

エ 入札に参加する企業体は、本件業務の事業期間中、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 15 条の 3 各号に規定する資格を有する者を、総括責任者として専任で配置できること。

オ 本件業務に係る業務要求水準を満たす技術を有すること。

カ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金保険、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で除外されている者は、この限りではない。

キ 以下のいずれにも該当しない者であること。

（ア）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者

（イ）埼玉県流域下水道事業財務規程（平成 22 年埼玉県流域下水道事業管理規程第 17 号。以下「財務規程」という。）第 168 条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者

（ウ）本件入札の公告日から落札決定までの期間に、下水道局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成 22 年 4 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けている者

（エ）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者（同法第 41 条の更生手続開始の決定を受けている者を除く。）

（オ）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（同法第 33 条の再生手続開始の決定を受けている者を除く。）

（カ）本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県下水道局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 22 年 4 月 1 日制定）に基づく入札参加除外等の措置を受けている者

（４）参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、平成 29 年 10 月 17 日（火）とする。

なお、基準日以降契約締結までの間に、上記（２）から（３）に定める入札参加者の資格を欠くこととなった場合、当該企業体は、失格となる。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所及び問い合わせ先

〒361-0023

埼玉県行田市長野952-1

埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当

電話 048-564-0018

ファクシミリ 048-564-0012

(2) 入札説明書等の配布

ア 入札説明書等

- ・入札説明書
- ・契約書(案)
- ・業務要求水準書

イ 場所

埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当

ウ 期間

平成29年10月17日（火）から平成29年10月31日（火）までの午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日を除く。）

なお、埼玉県荒川左岸北部下水道事務所ホームページからも入手することができる。ただし、業務要求水準書のうち別表、別紙は事務所で配布する。また、閲覧資料は日時を定めて水循環センターで閲覧できる。

ホームページアドレス：<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/d1503/>

(3) 入札参加資格の確認

本入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格等確認申請書、資格確認書類及び技術評価書を持参により提出し、参加資格の有無の確認を受けなければならない。

ア 提出場所

埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当

イ 提出期間

平成29年11月8日（水）から平成29年11月14日（火）の午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日を除く。）

ウ 提出方法

日時を予約し、直接持参すること。

エ 結果の通知

参加資格要件を満たしているか否かの通知（確認結果通知書）は、平成29年11月20日（月）に郵便で発送する。

(4) 入札・開札の場所及び日時

提出方法は原則持参とするが、郵便による提出も可とする。

ア 場所

埼玉県行田市長野952-1

埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 2階入札室

イ 日時

平成29年11月28日（火）午前10時

(5) 郵便による場合の入札書の提出先、提出期限及び提出方法

ア 提出先

〒361-0023

埼玉県行田市長野952-1

埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当

イ 提出期限

平成29年11月27日（月）午後5時

ウ 提出方法

書留郵便又は簡易書留郵便によること。

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語、計量単位、通貨及び時刻

入札及び契約履行に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法に定めるもの、通貨は日本国通貨、時刻は日本標準時とする。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の108に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする）の入札保証金を納付しなければならない。

イ 入札保証金の免除

次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。

(ア) 保険会社との間に、埼玉県を被保険者とする入札保証契約を締結した者。この場合、その保険証券を入札期限までに提出すること。

(イ) 代表構成員が、地方公共団体又は地方公共団体が出資している団体と

1日最大処理能力が30,000m³以上の下水処理施設の運転管理業務の契約を平成27年4月1日以後に2回以上すべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。)この場合、証明する資料を入札期限までに提出すること。

ウ 入札保証金の還付

入札保証金は、入札の終了後に還付する。ただし、落札者に係る入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金に充当する。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときの入札保証金は、還付しない。

エ 契約保証金

落札者は、落札価格の10分の1以上(1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする)の契約保証金を納付するものとする。ただし、入札保証金を納付したときはこれを充当するのでその差額を納付するものとする。

オ 契約保証金の免除

落札者が保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

カ 契約保証金の納付に代えることができる担保

財務規程第154条に規定する担保を提供することをもって、契約保証金の納付に代えることができる。

(3) 入札の無効

ア 財務規程第176条の規定に該当する入札

イ 埼玉県流域下水道事業の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規程(平成22年埼玉県流域下水道事業管理規程第3号)第9条に該当する入札

ウ 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書、資格確認書類及び技術評価書の提出をした者がする入札

(4) 最低制限価格

設定しない。

(5) 落札者の決定方法

財務規程第173条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格の有効な入札をした者を落札者とする。

郵便による入札書の提出した者には、郵便により通知する。

予定価格の範囲内の入札書を提出した者がいないときは、再度入札を行う。
再度入札は3回までとする。

なお、入札に参加する者の数が1者であっても入札を執行する。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 手続きにおける交渉の有無

無

(8) その他

ア 平成30年度以降の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額について減額等があったときは、調達手続きを延期し、又は停止することがある。

イ 詳細は、入札説明書等による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required

Management and Maintenance of the Sewerage Plants at the Right Bank of
Tone River

(2) Deadline for Submissions

By Registered Mail: 5:00 pm, Monday, November 27, 2017

In Person: 10:00 am, Tuesday, November 28, 2017

(3) Contact Information

Arakawa Sagan Hokubu District Sewerage Management Office,
Saitama Prefecture
Management Group
952-1 Nagano, Gyoda-shi, Saitama Prefecture 361-0023
Tel. 048-564-0018

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年十月十七日

埼玉県下水道事業管理者 栗生田 邦 夫

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

荒川上流及び市野川流域下水道維持管理包括委託 一式

(2) 調達案件の業務要求水準

入札説明書及び業務要求水準書による。

(3) 事業期間

平成30年3月1日(木)から平成33年2月28日(日)まで

ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(4) 事業場所

荒川上流水循環センター外

埼玉県深谷市菅沼984外

市野川水循環センター外

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字窪田521-6外

(5) 入札方法

一般競争入札・価格競争による。

(6) 入札書

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格要件

(1) 入札に参加することができる者は、本入札に参加するために必要な資格の確認を受けた者に限る。

(2) 入札参加者の形態等

入札に参加することができる者の形態は、2者又は3者による共同企業体(以下「企業体」という。)とし、その運営形態及び代表者の選定は次のとおりとする。ただし、企業体の構成員は、本件入札に係る他の企業体の構成員となれない。

ア 企業体の運営形態は、各構成員が対等な立場で一体となって業務を遂行する共同管理方式とする。

イ 入札に参加する企業体は、代表構成員を選定するものとする。

- ウ 代表構成員の出資比率は、50パーセントを超えるものとする。
- エ 構成員の最小出資比率は、企業体の構成員が2者の場合は30パーセント以上、3者の場合は20パーセント以上とする。
- オ 企業体の各構成員は、他の企業体の各構成員が他の入札参加者の各構成員と次の各号のいずれかの関係にないこと。

ただし、(ア)又は(イ)の場合、子会社(会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法の更生会社又は民事再生法の再生手続が存続中の会社等(会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。)である場合を除く。また、(ウ)の場合、一方の会社等が会社更生法の更生会社又は民事再生法の再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社(会社法第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある者同士が同一入札に参加すること。

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある者同士が同一入札に参加すること。

(ウ) 一方の会社等の役員(「①代表権を有する取締役」、「②取締役(社外取締役を含み、委員会等設置会社の取締役を除く。)」、「③委員会等設置会社の執行役又は代表執行役」及び「④名称が異なっても①から③のいずれかの職務権限等に該当する者」をいう。以下同じ。)が他方の会社等の役員を兼務している関係にある場合で、その関係にある者同士が同一入札に参加すること。

(エ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を兼ねている関係にある場合で、その関係にある者同士が同一入札に参加すること。

(3) 入札に参加する企業体の資格

入札に参加する企業体に必要な資格は、次のとおりである。

- ア 構成員は、下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)の定めるところにより、国土交通省に備える下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されていること。
- イ 代表構成員は、1日最大処理能力が17,000m³以上のオキシデーショントリッチ法又はそれと同等以上の処理方式を用いた下水道の終末処理場における水処理施設及び汚泥処理施設の運転管理業務を地方公共団体又は地方公共団体が出資している団体から直接受託し、平成14年4月1日から平成29年3月31日の15年間において3年以上実施した実績を有する者と

する。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20パーセント以上のものに限る。)

ウ 代表構成員以外の構成員は、オキシデーションディッチ法又はそれと同等以上の処理方式を用いた下水道の終末処理場又は1日最大処理能力が300m³以上の汚水処理施設の運転管理業務を地方公共団体又は地方公共団体が出資している団体から直接受託し、平成14年4月1日から平成29年3月31日の15年間において1年以上実施した実績を有する者とする。(共同企業体の構成員としての実績を含む。)

エ 入札に参加する企業体は、本件業務の事業期間中、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第15条の3各号に規定する資格を有する者を、荒川上流水循環センター及び市野川水循環センターに1名ずつ、専任で配置できること。そのうち1名は総括責任者として市野川水循環センターに配置すること。

オ 本件業務に係る業務要求水準を満たす技術を有すること。

カ 健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金保険、雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険に、事業主として加入している者。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で除外されている者は、この限りではない。

キ 以下のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者

(イ) 埼玉県流域下水道事業財務規程(平成22年埼玉県流域下水道事業管理規程第17号。以下「財務規程」という。)第168条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者

(ウ) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、下水道局の契約に係る入札参加停止等の措置要領(平成22年4月1日制定)に基づく入札参加停止措置を受けている者

(エ) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者(同法第41条の更生手続開始の決定を受けている者を除く。)

(オ) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者(同法第33条の再生手続開始の決定を受けている者を除く。)

(カ) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県下水道局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成22年4月1日制定）に基づく入札参加除外等の措置を受けている者

(4) 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、平成29年10月17日（火）とする。

なお、基準日以降契約締結までの間に、上記（2）から（3）に定める入札参加者の資格を欠くこととなった場合、当該企業体は、失格となる。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所及び問い合わせ先

〒361-0023 埼玉県行田市長野952-1

埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当

電話 048-564-0018

ファクシミリ 048-564-0012

(2) 入札説明書等の配布

ア 入札説明書等

- ・入札説明書
- ・契約書（案）
- ・業務要求水準書

イ 場所

埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当

ウ 期間

平成29年10月17日（火）から平成29年10月31日（火）までの午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日を除く。）

なお、埼玉県荒川左岸北部下水道事務所ホームページからも入手することができる。ただし、業務要求水準書のうち別表、別紙は事務所で配布する。

また、閲覧資料は日時を定めて市野川水循環センターで閲覧できる。

ホームページアドレス：<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/d1503/>

(3) 入札参加資格の確認

本入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格等確認申請書、資格確認書類及び技術評価書を持参により提出し、参加資格の有無の確認を受けなければならない。

ア 提出場所

埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当

イ 提出期間

平成29年11月8日（水）から平成29年11月14日（火）の午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日を除く。）

ウ 提出方法

日時を予約し、直接持参すること。

エ 結果の通知

参加資格要件を満たしているか否かの通知（確認結果通知書）は、平成29年11月20日（月）に郵便で発送する。

(4) 入札・開札の場所及び日時

提出方法は原則持参とするが、郵便による提出も可とする。

ア 場所

埼玉県行田市長野952-1

埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 2階入札室

イ 日時

平成29年11月28日（火）午後1時

(5) 郵便による場合の入札書の提出先、提出期限及び提出方法

ア 提出先

〒361-0023 埼玉県行田市長野952-1

埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当

イ 提出期限

平成29年11月27日（月）午後5時

ウ 提出方法

書留郵便又は簡易書留郵便によること。

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語、計量単位、通貨及び時刻

入札及び契約履行に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法に定めるもの、通貨は日本国通貨、時刻は日本標準時とする。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の108に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の入札保証金を納付しなければならない。

イ 入札保証金の免除

次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。

(ア) 保険会社との間に、埼玉県を被保険者とする入札保証契約を締結した者。この場合、その保険証券を入札期限までに提出すること。

(イ) 代表構成員が、地方公共団体又は地方公共団体が出資している団体と1日最大処理能力17,000m³以上の下水処理施設の運転管理業務の契約を平成27年4月1日以後に2回以上すべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。)この場合、証明する資料を入札期限までに提出すること。

ウ 入札保証金の還付

入札保証金は、入札の終了後に還付する。ただし、落札者に係る入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金に充当する。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときの入札保証金は、還付しない。

エ 契約保証金

落札者は、落札価格の10分の1以上(1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。)の契約保証金を納付するものとする。ただし、入札保証金を納付したときは、これを充当するのでその差額を納付するものとする。

オ 契約保証金の免除

落札者が保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

カ 契約保証金の納付に代えることができる担保

財務規程第154条に規定する担保を提供することをもって、契約保証金の納付に代えることができる。

(3) 入札の無効

ア 財務規程第176条の規定に該当する入札

イ 埼玉県流域下水道事業の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規程(平成22年埼玉県流域下水道事業管理規程第3号)第9条に該当する入札

ウ 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書、資格確認書類及び技術評価書の提出をした者がする入札

(4) 最低制限価格

設定しない。

(5) 落札者の決定方法

財務規程第173条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格の有効な入札をした者を落札者とする。

郵便による入札書の提出した者には、郵便により通知する。

予定価格の範囲内の入札書を提出した者がいないときは、再度入札を行う。再度入札は3回までとする。

なお、入札に参加する者の数が1者であっても入札を執行する。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 手続きにおける交渉の有無

無

(8) その他

ア 平成30年度以降の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額について減額等があったときは、調達手続きを延期し、又は停止することがある。

イ 詳細は、入札説明書等による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required

Management and Maintenance of the Sewerage Plants at the Upper Portion of the Arakawa River and Ichinogawa River Basin

(2) Deadline for Submissions

By Registered Mail: 5:00 pm, Monday, November 27, 2017

In Person: 1:00 pm, Tuesday, November 28, 2017

(3) Contact Information

Arakawa Sagan Hokubu District Sewerage Management Office,

Saitama Prefecture

Management Group

952-1 Nagano, Gyoda-shi, Saitama Prefecture 361-0023

Tel. 048-564-0018

告 示

埼玉県教委告示第二十六号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十九年十月十七日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

一 日時

平成二十九年十月二十三日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

告 示

埼玉県公安委員会告示第180号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により指定した指定講習機関から、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成29年10月17日

埼玉県公安委員会委員長 松 本 輝 夫

名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
うらわ自動車教習所	代表者の氏名	高橋 一貢	矢崎 透悟

告 示

埼玉県公安委員会告示第181号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により認定した者から、
運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項
の規定に基づく変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成29年10月17日

埼玉県公安委員会委員長 松 本 輝 夫

施設の名称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
うらわ自動車教習所	代表者の氏名	高橋 一貢	矢崎 透悟

告示

埼玉県選管告示第六十号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の日時及び場所は次のとおりである。

平成二十九年十月十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田徳治

選挙区名	日	時	場	所
第一区	平成二十九年十月二十四日	午後一時三十分	浦和ロイヤルパインズホテル ロイヤルクラウン C	
第二区	平成二十九年十月二十四日	午後一時四十五分		
第三区	平成二十九年十月二十四日	午後二時		
第四区	平成二十九年十月二十四日	午後一時三十分		
第五区	平成二十九年十月二十四日	午後一時四十五分		
第六区	平成二十九年十月二十四日	午後二時		
第七区	平成二十九年十月二十四日	午後一時三十分		
第八区	平成二十九年十月二十四日	午後一時四十五分		
第九区	平成二十九年十月二十四日	午後二時		
第十区	平成二十九年十月二十四日	午後一時三十分		
第十一区	平成二十九年十月二十四日	午後一時四十五分		
第十二区	平成二十九年十月二十四日	午後二時		
第十三区	平成二十九年十月二十四日	午後一時三十分		
第十四区	平成二十九年十月二十四日	午後一時四十五分		
第十五区	平成二十九年十月二十四日	午後二時		

告 示

埼玉県選管告示第六十一号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の日時及び場所は次のとおりである。

平成二十九年十月十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 日時 平成二十九年十月二十四日 午後三時

二 場所 浦和ロイヤルパインズホテル ロイヤルクラウンC

告 示

埼玉県選管告示第六十二号

平成二十九年十月二十二日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の日時及び場所は次のとおりである。

平成二十九年十月十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

- 一 日時 平成二十九年十月二十四日 午後三時
- 二 場所 浦和ロイヤルパインズホテル ロイヤルクラウンC

告 示

埼玉県衆議選第一区告示第二号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第一区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

平成二十九年十月十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第一区選挙長 細 田 徳 治

告 示

埼玉県衆議選第二区告示第二号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第二区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

平成二十九年十月十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第二区選挙長 細 田 徳 治

告 示

埼玉県衆議選第三区告示第二号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第三区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

平成二十九年十月十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第三区選挙長 細 田 徳 治

告 示

埼玉県衆議選第四区告示第二号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第四区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

平成二十九年十月十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第四区選挙長 伊藤 茂

告 示

埼玉県衆議選第五区告示第二号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第五区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

平成二十九年十月十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第五区選挙長 伊藤 茂

告 示

埼玉県衆議選第六区告示第二号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第六区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

平成二十九年十月十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第六区選挙長 伊藤 茂

告 示

埼玉県衆議選第七区告示第二号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第七区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

平成二十九年十月十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第七区選挙長 畠 山 清 彦

告 示

埼玉県衆議選第八区告示第二号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第八区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

平成二十九年十月十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第八区選挙長 畠 山 清 彦

告 示

埼玉県衆議選第九区告示第二号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第九区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

平成二十九年十月十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第九区選挙長 畠 山 清 彦

告 示

埼玉県衆議選第十区告示第二号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

平成二十九年十月十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十区選挙長 加藤 孝 夫

告 示

埼玉県衆議選第十一区告示第二号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十一区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

平成二十九年十月十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十一区選挙長 加藤 孝 夫

告 示

埼玉県衆議選第十二区告示第二号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十二区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

平成二十九年十月十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十二区選挙長 加藤 孝 夫

告 示

埼玉県衆議選第十三区告示第二号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十三区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

平成二十九年十月十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十三区選挙長 石 井 貴 司

告 示

埼玉県衆議選第十四区告示第二号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十四区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

平成二十九年十月十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十四区選挙長 石 井 貴 司

告 示

埼玉県衆議選第十五区告示第二号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十五区における選挙会の参観人員を十人に制限する。

平成二十九年十月十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十五区選挙長 石 井 貴 司

告 示

埼玉県衆議選比例告示第一号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院比例代表選出議員選挙北関東選挙区における選挙分会の参観人員を十人に制限する。

平成二十九年十月十七日

衆議院比例代表選出議員選挙北関東選挙区埼玉県選挙分会長

細 田 徳 治

告 示

埼玉県国審告示第一号

平成二十九年十月二十二日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の
参観人員を十人に制限する。

平成二十九年十月十七日

最高裁判所裁判官国民審査埼玉県審査分会長 伊藤 茂